

働く人の暮らしを
守る制度です。

神奈川県

最低賃金 が改定されました。

836円

時間額

[発効日]平成23年10月1日

※特定の産業には特定(産業別)
最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき
国が賃金の最低額を定め、使用者は、その
最低賃金額以上の賃金を支払わなければ
ならないとする制度です。

ウェブで最低賃金が
チェックできます。

最低賃金制度

検索


厚生労働省
ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する
特設サイトアドレス

<http://www.saiteichingin.info/>



 厚生労働省

最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ